

第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 録

- 1 日 時 令和7年10月10日（金）午前9時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
佐 藤 吾 郎
柴 山 麻祐子 |
| 労働者代表委員 | 板 野 晃 雅
榎 本 千 晴
高 山 伸 男 |
| 使用者代表委員 | 岡 田 宜 之
西 谷 治 朗
森 上 健 作 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 督 監 察 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労 災 補 償 監 察 官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官 ただ今から、第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

 本日の審議は公開となります。

 まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

 本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

 1 特定最低賃金額審議
 でございます。

 それでは、部会長、よろしく申し上げます。

岡山部会長 皆さま、ご苦労様です。

 第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

 はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開として
います。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

 9月10日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性
有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されて
いることから、全会一致の議決に至るよう努力することとされて
いますので、労使委員のご協力をよろしく申し上げます。

 まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局から
申し上げます。

黒田室長 それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたし
ます。

 他部会につきましては、必要性の有無の審議において、耐火物、
一般機械、電機、自動車、船舶が必要性ありで結審し、金額審議
に入ることとなっております。各種商品小売業につきましては、
全会一致で必要性ありには至らず、専門部会での審議を終了し、
本審へ報告となりました。

 続きまして、他局の鉄鋼業の審議状況を報告させていただきます

す。専門部会で7局が結審しております。いずれも全会一致、指
定日発効となっております。

北海道局 プラス 65 円、改定額 1,165 円、発効日 12 月 1 日
青森局 プラス 64 円、改定額 1,109 円、発効日 12 月 21 日
宮城局 プラス 66 円、改定額 1,125 円、発効日 12 月 15 日
大阪局 プラス 65 円、改定額 1,185 円、発効日 12 月 1 日
兵庫局 プラス 64 円、改定額 1,180 円、発効日 12 月 1 日
山口局 プラス 64 円、改定額 1,180 円、発効日 12 月 15 日
福岡局 プラス 70 円、改定額 1,176 円、発効日 12 月 10 日
以上となっております、その他の局につきましては、審議中と
いうことです。

次に、お手元の資料について説明いたします。

意見聴取の公示により、意見要旨の提出がございました。内容
につきましては、改正決定の必要性の有無の審議におきまして、
双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となってお
りますので、ご確認いただければと思います。なお、他の使用者
団体、労働者団体からの意見の提出はございませんでした。以上
です。

岡山部会長 提出のありました意見要旨について、労使各側から補足などあ
りますでしょうか。

岡山部会長 次に、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いしま
す。

黒田室長 金額審議において、改定する特賃額は、現在の鉄鋼業の特賃額
1,102 円に対し有額としていただくことが必要となります。また、
6 月 18 日に労側委員から提出されました「改正申出書」にある
企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における
上限額となりますのでご留意ください。

岡山部会長 それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協
議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、ご意見をお聞
かせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(同意する声)

岡山部会長 それでは、まず、労側からご意見をお聞きすることとし、事前に打合わせ必要でしょうか。すぐに始めてよろしいでしょうか。

労働者側委員 少し時間をいただければと思います。

岡山部会長 どれくらい、10分、15分くらい必要でしょうか。

労働者側委員 15分くらい。

使用者側委員 15分くらい、いただけますか。

岡山部会長 それでは15分くらいということで、10時15分くらいに再開ということでお願いします。打合せが終わりましたら、労側から入って下さい。

黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。

 (各側、公益委員と個別協議実施)

岡山部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。
先ほど労使それぞれから金額提示がありました。
労側からは、春闘の成果として、最も低い労働協約の金額の月額と昨年の月額を比べた場合、9.5%のアップになることから、現行特定最賃1,102円に乗じると105円ということで、この金額を提示するとのことでした。
使側からは、中央の審議会資料から、製造業のBランクの改定率2.7%が妥当であることから、30円の提示がありました。
それぞれ個別にご意見を伺いまして、具体的な金額提示をいただきましたが、労使の意見に隔たりがまだあるようです。委員の皆さん、進行を含めて何かご意見がありますでしょうか。金額再提示とか、いかがでしょうか。

使用者側委員 まだ、開いてますね。

労働者側委員 大きく開いてます。次までに再検討するか、準備があればもう一回再提示するかですが。

使用者側委員 今日の今日で、再提示というのも想定されているんですか。

- 労働者側委員 一応、もしということになった場合は考えていますが、もう一回話をしてからということですが。
- 使用者側委員 使側としては少し間隔を開けたいんですが。
- 労働者側委員 開きも大きいのですし、これまでにない提示額としているので、お互い持ち帰って再検討して、次回というのも問題はないです。
- 岡山部会長 双方、持ち帰ってということですので、本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、金額審議を終わります。
事務局から何かありますか。
- 黒田室長 特にございませぬ。
- 岡山部会長 それでは、本日はこれを持ちまして、第2回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を終わります。次回は10月14日火曜日、午後1時から第3回専門部会を開催します。あまり時間はありませんが、次回は出来れば結審又はそれに近い状況まで審議したいと考えております。委員の皆さんのご協力をお願いします。
本日は大変御苦勞様でした。